

環境と調和のとれた農業生産活動規範（家畜の飼養・生産）

点検活動の手引き

- 農業者、技術指導員、事業実施主体等の方へ -

平成17年3月版

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

畜産環境対策室

はじめに

- 本手引きの位置づけ -

環境と調和のとれた農業生産活動規範(本手引きでは「規範」と呼びます。)は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付16生産第8377号生産局長通知)により策定され、関係機関・団体あてに通知されました。

規範では、掲げられた基本的な取組に関する過去一年間の実行状況を、農業者が毎年点検する仕組みとなっており、同通知に添付された点検シートに記載されている点検方法及び取組(例)を参考にして、自ら点検シートの記入を行うことになっています。

基本的な取組として規範に掲げられた項目は、普遍性が高く、重要かつ基本的なものであると考えられますが、家畜の飼養形態や飼養規模、地域の自然条件や社会条件など個々の経営体を取り巻く状況によっては、さらに高いレベルの取組が必要となる場合や、逆に、基本的な取組にもかかわらずやむを得ない事由で実行が困難な場合など、様々なケースが考えられることも事実です。このため、点検にあたっては、点検シートで示された取組(例)に該当する取組を実行した場合だけでなく、これと同程度の効果がある取組を実行すれば当該項目を実行したと判断して良いとされており、点検の際の判断が基本的に農業者の方々に委ねられている形となっています。

このため、本手引きは、農業者の方々が行う自主的な点検活動が円滑かつ適切に実施されるよう、規範策定の背景や内容の解説など、点検活動に有用と思われる情報を取りまとめたものとなっており、今後、必要に応じ見直しを図っていくべきものであると考えています。

また、規範に掲げられた取組はあくまで基本的なものです。実際には、より高度な取組事例や施設・機械等の活用事例は多々ありますし、また、今後そのような高度な取組を始めたいと考えておられる場合も多くあると考えられます。このため、本手引きでは、点検シートに添付された基本的な取組(例)以外の、より高度又は特殊な取組についても、参考情報として例示しましたので、今後の取組の参考にしていただければと思います。

規範の点検活動は、畜産経営の健全かつ持続的な発展にとって大変重要な意義を有するものと考えられます。本手引きが、規範に関する円滑かつ適切な点検活動を行う方々に活用され、環境にやさしい畜産の実現の一助となることを期待します。

平成17年3月

農林水産省生産局畜産部畜産企画課畜産環境対策室

目 次

はじめに - 本手引きの位置づけ ······ 1

本文

1. これまでの検討経過	· · · · · 3
2. 規範の内容	· · · · · 4
3. 規範の点検方法	· · · · · 7
4. 規範と事業等の実施要件との関係	· · · · · 11
5. 規範の項目と取組（例）の解説	· · · · · 13
(1) 家畜排せつ物法の遵守	· · · · · 13
(2) 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行	· 15
(3) 家畜排せつ物の利活用の推進	· · · · · 16
(4) 環境関連法令への適切な対応	· · · · · 18
(5) エネルギーの節減	· · · · · 21
(6) 新たな知見・情報の収集	· · · · · 22

参考資料

· 参考資料 1 : 通知文書「環境と調和の取れた農業環境規範について」 (平成 17 年 3 月 31 日付 16 生産第 8377 号生産局長通知)	· · 23
· 参考資料 2 : 点検シートと取組（例）(作物の生産)	· · · · · 25
· 参考資料 3 : 食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会 委員名簿	· · · · · 27
· 参考資料 4 : 畜産に関係の深い主な環境関連法令一覧	· · · · · 28

1. これまでの検討経過

環境と調和のとれた農業生産活動規範(本手引きでは「規範」と呼びます。)の作成・検討にあたっては、多くの有識者の意見やパブリックコメントにより得られた意見を参考にしています。以下、これまでの経過を簡単に示します。

食料・農業・農村基本計画と規範の検討との関係

食料・農業・農村基本計画の中間論点整理(16年8月)において、今後の農業生産環境施策における具体的な施策手法として、

- ・ 農業者が最低限取り組むべき規範(環境規範)を有識者の意見を踏まえて16年度中に策定し、17年度以降可能なものから、各種支援策を実施する際の要件としていくこと
- ・ 大幅な環境負荷低減の取組に対するモデル的な支援を導入すること

という2つの新たな手法が示され、規範の目的については、「我が国農業全体について環境保全を重視したものに転換すること」とされました。

規範は、いわゆる「法律による規制措置」のように国民の責務として位置づけられるものではありません。その実践を各種支援策の要件に導入することで、規範の実行と支援策の実施を通じ、環境保全の取組の普及・浸透を図るものと考えることができます(クロス・コンプライアンスと呼ばれる手法です)。

その後、平成17年3月25日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、規範に関して次のように記述されています。

【参考】食料・農業・農村基本計画

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(8) 自然循環機能の維持増進

ア 環境規範の実践と先進的取組への支援

環境と調和のとれた農業生産活動を促進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、平成17年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする(クロス・コンプライアンス)。

さらに持続性の高い農業生産方式の導入支援策を引き続き行うとともに、環境保全が特に必要な地域において、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援の平成19年度からの導入に向け、環境負荷の低減効果に関する評価・検証手法等を確立するための調査を実施する。

有識者の意見の聴取

規範の作成にあたっては、有識者の意見を踏まえるために、家畜の飼養・生産に関する部分について、食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会による審議がなされました(平成16年10月5日、同年11月9日、同年12月10日の3回)。案の作成にあたっては、環境との調和のための基本的な取組という規範の趣旨を踏まえて、家畜排せつ

物法などの既存の法令や清掃の励行などといった基本的な取組を基本にして検討を進めました。一方、規範のうち作物の生産に関する部分については、「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」が設置され、有識者の意見を踏まえた検討が行われました。

規範の策定と公表

3月9日から16日までの期間、農林水産省のホームページとプレスリリースによる告知を行い、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法によって、広く意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

その後、家畜の飼養・生産に関する部分については、食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会(平成17年3月22日)での審議、作物の生産に関する部分については、環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会(平成17年3月23日)での審議の上、3月31日に「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付16生産第8377号生産局長通知)として策定され、関係機関・団体あてに通知されました。

今後は、本手引きの作成・配布をはじめ、農林水産省ホームページ等を利用して、規範の策定について広く周知していく予定です。

2. 規範の内容

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付16生産第8377号生産局長通知)として策定された規範は、次のとおりです。

環境と調和のとれた農業生産活動規範

農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、また、生産活動を通じて二次的自然環境を形成するなど、本来、環境と調和した産業である。同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない。我が国農業が将来にわたってその役割を果たし、また、社会全体の持続的な発展に貢献していくためには、我が国農業生産全体において、環境との調和のための基本的な取組が着実に実行されていくことが最も大切である。

農業生産活動においては、又はに示される基本的な取組を実行するとともに、毎年、それぞれの生産活動における実行状況について農業者自らが点検を行い、実行が十分でない場合は改善に努めることが重要である。

なお、この規範は、我が国の農業生産活動における実践状況などを踏まえて隨時見直しが行われるものである。

作物の生産

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

家畜の飼養・生産

1 家畜排せつ物法の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。

2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

3 家畜排せつ物の利活用の推進

循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。

4 環境関連法令への適切な対応

循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

3. 規範の点検方法

点検様式

規範の点検には、通知文書(参考資料1)により、点検シートが用意されています。点検シートを次頁に、点検を行う上で参考となる取組(例)を次々頁に示します。

なお、点検様式は、基本的にこの点検シートと同等以上の内容を含んだものであり、農業者自らが点検を行うことができる簡易な様式であれば、都道府県、市町村、JA等において、地域の特徴を踏まえた様式を作成していただいて構いません。点検様式、点検方法とも、地域の創意工夫により、効果的・効率的な点検活動が可能になることが期待されます。

点検者と点検方法

規範の点検は、農業者の方が自ら行うことが基本となっていますので、各農業者の方が、ご自分の判断に基づいて点検シートの記入を行うことになります。

点検の方法については、点検シート及び取組(例)の中に次のとおり記載されています。

【参考】点検シートの上部に記載された規範の点検方法

1. 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
2. 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
3. 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か印のいずれかを付します。
4. 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
5. 作成した点検シートは、次回の点検まで保存します。

【参考】取組(例)の上部の記載

前ページ(注:点検シートのことです)の各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

このほか、点検にあたっては、本手引きの内容を参考にしていただくことが考えられますが、どうしても不明な点や確認したい点がある場合は、地方農政局(沖縄県にあっては沖縄総合事務局)又は都道府県の畜産担当課(畜産環境対策担当)にお問い合わせ下さい。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート（家畜の飼養・生産）

【点検の方法】

毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。

点検は、農業経営全体の状況について行います。（例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。）

点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か印を付します。

該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。

作成した点検シートは、次回の点検まで保存します。

		チェック欄
家畜排せつ物法の遵守		
1	家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。	
悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行		
2	家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。	
家畜排せつ物の利活用の推進		
3	循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。	
環境関連法令への適切な対応		
4	循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。	
エネルギーの節減		
5	温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	
新たな知見・情報の収集		
6	環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者

印

取組(例)

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

	<p>家畜排せつ物法に基づく管理基準(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項)の適用対象規模(家畜排せつ物法施行規則第1条第2項)に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。</p> <p>(参考)管理基準(法施行規則第1条第1項)</p> <p>ア 構造設備に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料(不浸透性材料)で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。 b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。 <p>イ 管理方法に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。 b 管理施設の定期的な点検を行う。 c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。 d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。 e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。
悪臭・害虫の発生	<p>家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃等に努める。 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。</p>
排せつ物の利活用	<p>次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。</p> <p>家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者(他の農業者を含む。)への譲渡(無償・有償を問わない。)等を行う。</p> <p>上記 や が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。</p> <p>地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。</p>
環境法令	<p>使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。</p> <p>臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。</p>
エネルギーの節減	<p>電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。
知見・情報の収集	<p>次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。</p> <p>家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。</p>

実行と点検が求められる項目

前述のとおり規範に掲げられた具体的な項目は、作物の生産と家畜の飼養・生産の部分に分かれています。

これは、作物のように植物の栽培を中心としてかつ比較的広い範囲に環境負荷が分散する傾向のある生産活動と、家畜などのように動物の飼養を中心としてかつ比較的狭い範囲に環境負荷が集中する傾向のある生産活動の場合とでは、互いに共通した項目もある一方、異なる部分も多くあることから、両者が明確に分かれていた方が、点検項目がわかりやすくなるという点を考慮したものです。

畜産経営体の場合、家畜の飼養・生産のほか、飼料作物などの作物の生産を併せて行っている場合も多くありますが、規範における「作物」には飼料作物も含まれます。このため、畜産経営体のうち飼料作物を含め作物の生産を行っている場合には、家畜の飼養・生産に関する項目だけでなく作物の生産に関する項目の両方について、取組の実行と点検活動が求められることになりますので、ご注意下さい。

規範の構成と畜産農家において実行が求められる部分との関係

環境と調和のとれた農業生産活動規範	
	作物の生産
畜 産 農 家	家畜の飼養・生産
	家畜の飼養・生産、作物の生産の両方の部分について実行
作物生産を行っている場合	家畜の飼養・生産の部分の実行

点検時期

点検を行う時期は、1年間に1回のペースであれば、各農業者の方が決めていただいて構いません(なお、1年間に1回以上の点検の実施を妨げるものではありません)。

ただし、家畜排せつ物法管理基準の適用対象規模(5(1))で具体的な規模が記載されています。)に該当する場合、管理基準に基づいて「家畜排せつ物の年間の発生量等の記録」を行うことが必要になります。このため、家畜排せつ物の年間の発生量等の記録を行う際に、併せて規範の点検を実施することで、点検活動の省力化が図られる場合も多いと考えられますので検討下さい。

点検シート下欄の書き方

次に掲げる例のような場合については、点検シートのチェック欄に印を付けるのではなく、必要事項を点検シートの下欄に記入することが望ましいと考えられます。

【例 1】点検を行う必要がない項目がある場合（その 1）

このような場合には、チェック欄には印を入れず、その項目に関する点検を行う必要がない理由を、点検シートの下欄に書いて下さい。

（具体例）

家畜排せつ物法に基づく管理基準（家畜排せつ物法施行規則第 1 条第 1 項）の適用対象規模（家畜排せつ物法施行規則第 1 条第 2 項）未満の飼養頭羽数である場合

このような場合には、点検シートの下欄へ、「管理基準の適用対象外であるため。」と記入すると良いと考えられます。

【例 2】点検を行う必要がない項目がある場合（その 2）

このような場合には、チェック欄には印を入れず、その項目に関する点検を行う必要がない理由を、点検シートの下欄に書いて下さい。

（具体例）

照明、施設・機械、車両などといったエネルギー（重油、ガソリン、軽油等の燃料や電力）を消費する機器を全く用いていないといった場合

このような場合には、点検シートの下欄へ、「当経営では、エネルギーを使用する施設・機器類を全く使用していないため、5 エネルギーの節減の項目についての点検は必要ないと判断した。」と記入すると良いと考えられます。

【例 3】やむを得ない理由で、ある項目に関する取組が実行できなかった場合

このような場合には、その理由を書いていただくことになります。

（具体例）

台風、地震等の自然災害により、家畜排せつ物処理施設の使用ができなくなった場合

このような場合には、点検シートの下欄へ、例えば、「月 日の台風による土砂崩れによりたい肥舎が損壊し、一時的に野積みの状態となっている。現状の野積みについては、シートを利用して管理基準に対応する予定としている。」などのような記入を行うことが考えられます。

4 . 規範と事業等の実施要件との関係

食料・農業・農村基本計画では、「規範を策定し、平成 17 年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする（クロス・コンプライアンス）。」とされています。

このため、平成 17 年度から、補助事業、交付金、資金、制度など国の支援策（以下「事業等」と呼びます。）のうち、可能な支援策について、「規範の実践」を要件に加えていく予定とっています。

要件化のイメージ

規範のような環境保全に関する取組の実践を要件に加える方法自体は、今回が初めてのものではありません。平成 16 年 11 月 1 日の家畜排せつ物法の完全施行を受けて、既に、

家畜排せつ物法第4条の指導・助言の有無が、次の支援策の対象者要件に加えられています。今回の規範の支援策への要件化の場合と基本的なイメージは似ていることから、参考にしていただければと思います。

【参考】家畜排せつ物法第4条の指導・助言を受けていないことが、支援策の対象者要件として既に加えられている事例

- ・ たい肥舎等（たい肥化施設、液肥化施設、乾燥施設）を取得した場合の所得税・法人税の特別償却措置（税制特例措置）…「指導助言を受けたことがないこと」が要件
- ・ 土地利用型酪農推進事業 …「その時点で指導助言を受けていないこと」が要件

具体的にどの支援策に、どのような形で、「規範の実践」が要件として位置づけられるのかに関しては、今後各々の支援策毎に検討がなされ、各々の支援策の内容や運用方法を定めた文書（例えば、事業等の実施要綱類）の中で、具体的な要件としての位置づけを含め規定していくことになります。

規範の実践とは

「規範を実践すること」とは、原則として、規範に掲げられた基本的な取組の実行に努め、かつ、点検活動を行うことを意味します。

確認時期と方法

規範の実践を、いつの時点（支援策の開始前か、開始後か）で求めるかに関しては、各々の支援策の内容や運用方法を定めた文書（例えば、事業等の実施要綱類）に、今後定められることになります。

また、規範の点検活動を行っていることの確認方法についても、例えば、事業等の実施主体（市町村やJAなど）が、事業の受益者となる農業者から点検シートを回収するといった方法や、事業主体が営農集団の場合は、事業の推進指導等を行う市町村等が点検シートを回収するといった方法が考えられます。同様に、各々の支援策の内容や運用方法を定めた文書（例えば、事業等の実施要綱類）に、今後定められることになります。

対象支援策

平成17年度については、一部の限られた事業等を対象として規範を導入する予定ですが、今年度については時間的な制約もあるため、都道府県や各種事業の実施主体等を通じて、受益となる農業者の方に必要な情報をお知らせする予定としています。

一方、18年度以降、対象とする支援策を広げていく際には、あらかじめ都道府県や関係農業団体等を通じて広く情報提供を図っていく予定です。

5. 規範の項目と取組（例）の解説

（1）家畜排せつ物法の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。

【具体的な取組例】

家畜排せつ物法に基づく管理基準（家畜排せつ物法施行規則第1条第1項）の適用対象規模（家畜排せつ物法施行規則第1条第2項）に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。

考え方 家畜排せつ物法は、平成16年11月1日に完全施行され、次表に示す畜種と飼養規模に該当する畜産農業者（畜産業を営む者）は、次表に示す管理基準に従って家畜排せつ物を管理することとされています。

なお、管理基準では、家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録を行うことが必要となっています。毎年記録を行うことになりますので、記録は少なくとも次回の記録を行うときまで保存しておくことが必要と考えられます。記録は独自の様式を用いて行っても構いませんが、平成11年11月に参考となる記録様式例が示されていますので、ご不明の場合は、都道府県畜産関係課へお問い合わせ下さい。

【参考1】管理基準の適用対象規模（家畜排せつ物法施行規則第1条第2項を要約）

- ア 牛の場合 10頭以上
- イ 豚の場合 100頭以上
- ウ 鶏の場合 2,000羽以上
- エ 馬の場合 10頭以上

【参考2】管理基準（家畜排せつ物法施行規則第1条第1項）

- ア 構造設備に関する基準
 - a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料（不浸透性材料）で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。
 - b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。
- イ 管理方法に関する基準
 - a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。
 - b 管理施設の定期的な点検を行う。
 - c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。
 - d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。
 - e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。

【(参考) その他の望ましい取組の例】

飼養規模が管理基準の適用対象規模未満の場合にあっても、家畜排せつ物法の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量についての記録等、管理基準に準じた方法による家畜排せつ物の管理に努める。

考え方 管理基準の適用対象規模よりも飼養規模が小規模である場合、家畜排せつ物法に基づく管理基準に従う義務はありません。しかし、このような場合でも、可能な範囲で環境に配慮した管理に努めていただくことが大切であり、管理基準に示された構造設備に関する基準や管理方法に関する基準を参考にして、野積みや素掘りではなく、より環境に配慮した管理に努めることが望ましいといえるでしょう。

(2) 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

【具体的な取組例】

家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃等に努める。

畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。

考え方 畜産経営に対する苦情の発生の中でも、悪臭や害虫の発生に関する苦情は発生件数が多く、深刻な環境問題になる場合もあることから、これらの発生を未然に防止したり発生の低減に日頃から取り組むことは、一部の地域に限らず、全ての畜産農家にとって極めて重要なことです。

家畜の飼養・生産活動に伴う悪臭、害虫の発生は、畜舎における家畜飼養の過程と、家畜排せつ物の管理の過程で主に発生することが考えられますので、家畜の飼養・生産活動に伴う悪臭、害虫の発生を防止・軽減するためには、ふん尿の早期搬出や施設内外の清掃といった非常に基本的な取組を励行することが、まずもって求められることと考えられます。

【(参考) その他の望ましい取組の例】

家畜排せつ物の処理・保管用施設における脱臭処理技術の導入、風向を考慮した開放部位置の決定、密閉性確保等、施設構造上の対策導入その他の臭気低減技術導入に努める。

畜舎における早期の固液分離、乾燥処理によるアンモニアの発生抑制に努める。

畜舎における風向を考慮した開放部位置の決定、密閉性確保等、畜舎構造上の対策の導入、臭気の捕集及び排気の脱臭処理技術の導入、その他の臭気低減技術の導入に努める。

家畜排せつ物の処理・保管用施設、畜舎における薬剤による害虫発生の防除、その他の害虫発生防止・軽減技術の導入に努める。

考え方 家畜の飼養・生産活動に伴う悪臭、害虫の発生を防止・軽減する方法としては、ふん尿の早期搬出や施設内外の清掃といった非常に基本的な取組のほかにも、基礎的な取組から高度な取組を含めて様々な取組が考えられます。これらの取組を導入する場合には、追加的なコストを要する場合も多く、畜舎等の構造や地域の自然・社会条件によっては十分な効果が期待できない場合も考えられますので、これらを十分考慮・検討した上で、適切な取組を導入することが望まれます。

(3) 家畜排せつ物の利活用の推進

循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。

【具体的な取組例】

次の取組のうち一つ以上の実行に努める。

- 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。
- 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者（他の農業者を含む。）への譲渡（無償・有償を問わない。）等を行う。
- 上記の取組が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。
- 地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。

考え方 家畜排せつ物には、土づくりに欠かせない有機物や作物の成長に有効な肥料成分が含まれていますので、その利活用にあっては、肥料や土づくりのための資材として農業を中心として循環利用していくことが、まずもって基本であると考えられます。しかし、生ふん尿のままで作物生産等に利用した場合、悪臭が強いこと、水分が多くて取扱い性が悪いこと、混入する雑草種子が死滅していないこと、発芽率を低下させるなど作物の生育への影響が考えられることなど、作物生産等にとって好ましくない影響が生じることも考えられます。

このため、農業利用を進める上では、家畜排せつ物を生ふん尿のままで利用するのではなく、作物生産等へ利用しやすいように、たい肥化や液肥化等の処理を行うなど、付加価値を高める取組に努めることが重要になってきます。

ただし、家畜排せつ物の肥料や土づくり資材としての利用先が確保できないなど農業を中心とした利用が困難な場合や、地域条件等からみて、たい肥化や液肥化等以外の処理方法や利用方法を選択することが適切と考えられる場合などにあっては、炭化や焼却による減量化（炭化物や熱エネルギーなどの利用が可能な場合には、積極的な利用に努めることが望まれます。）汚水処理による汚濁物質の浄化など、家畜排せつ物の適正な管理に配慮した処理方法に努めることが重要となります。

また、一般的に、家畜排せつ物を用いたメタン発酵等のエネルギー利用（熱エネルギー利用、発電利用等）には、施設設置などのために追加の経費を要する場

合も多いため、一概には言えませんが、たい肥化や浄化処理などといった方法のほかにも、全体的なコストや地域的な条件などを十分考慮した上で、このようなエネルギー利用の方法が有効となる場合もあると考えられます。

【(参考) その他の望ましい取組の例】

たい肥等の生産にあたり、作物生産農家など利用者のニーズや利便性を踏まえた、たい肥等の性状や品質面等に関する工夫を行うことにより、作物生産農家等におけるたい肥等の利用推進に努める。

たい肥等の譲渡にあたり、成分分析結果を明示したり、施用の仕方に関する助言を付すなどにより、作物生産農家等におけるたい肥等の利用推進に努める。

個々の経営条件や地域条件等を踏まえ、作物生産への利用、浄化等処理、エネルギー利用等の組み合わせや、個人施設、共同利用施設の選択・併用を含め、総合的な観点から、持続的な家畜排せつ物の処理・利活用方法の選択・併用に努める。

考え方 上記のとおり、家畜排せつ物を作物生産等に利用する上では、生ふん尿のままではなくたい肥化等の処理がまずもって重要になりますが、さらにたい肥の需要を拡大する上では、たい肥の利用者にとって使いやすいたい肥を生産したり、化学肥料の代替資材としての利用のための取組が望まれる場合も多いと考えられます。

そのためには、周辺の作物生産農家における作物の種類、作付け体系やニーズ・要望の状況を踏まえて、たい肥等の付加価値を更に高めていく取組が考えられ、これによりたい肥等の需要が拡大していくことも考えられます。

取組の具体例としては、たい肥のペレット化、袋詰めなどの利便性面の工夫、異なる畜種のたい肥等のブレンド化や副資材の量・種類の調整、たい肥化期間の調整、たい肥の含有成分の安定化など、品質面の工夫が考えられます。これらの取組には高度なものも含まれますから、必ず取り組むべきものとは言えませんが、今後、重要性が増していくといえるでしょう。

同様に、たい肥を譲渡する場合にあっても、たい肥の生産方法や成分分析の表示、成分に応じた施用方法のアドバイスを行うなど、譲渡するたい肥に関する生産情報を詳しく、明確に示すという工夫も、今後のたい肥の利用推進に役立つと考えられます。

また、家畜排せつ物の処理・利活用方法には、様々なものがあります。現実的には、個人施設の場合、特定の処理・利活用方法に限られることが多いと考えられますが、個々の経営条件や地域条件によっては、複数の処理・利活用方法の併用や個人施設と共同利用施設の併用などが可能な場合もあると考えられます。

そのような場合にあっては、個々の経営条件や地域の条件に応じて総合的な観点から検討を行い、家畜排せつ物の処理・利活用方法の中で、持続性の高いものを選択・併用していくことが望されます。このような取組は、高度な取組といえるかもしれません、今後、地域全体での取組と併せて、検討が重要になってくる場合もあると考えられます。

(4) 環境関連法令への適切な対応

循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。

【具体的な取組例】

使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。

臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。

考え方 家畜の飼養・生産活動を行う上では、家畜排せつ物法を遵守することはもちろんですが、それ以外にも適切に対応すべき環境法令があります。これらの環境法令に適切に対応していくことは、単に責務というだけではなく、家畜の飼養・生産活動を地域的・社会的に継続していく上でも大変重要なことです。

なお、環境規制の中には、国によって法律で定められたもののほかに、都道府県等によって条例で各々の地域毎に定められたものもありますが、本規範での「環境法令」とは、原則として国によって法律で定められたものとします。ただし、法律に基づく基準を都道府県等が地域毎に条例で設定し直すといった場合（例えば、水質汚濁防止法に基づく排水基準について、地方公共団体がより厳しい基準を条例で定める場合）などは、その条例の規定も含め「環境法令」と呼ぶこととします。

家畜の飼養・生産活動に関係の深い環境法令には、主に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」、「悪臭防止法」があります。参考まで、畜産に関係の深い主な環境関連法令を参考資料6に示しました。これら環境関連法令についても、家畜排せつ物法の場合と同様に、法に基づく対応が必要な条件・要件が定められている場合がありますが、これら条件・要件は各々の法令毎に決まっているため、ご不明な場合は、都道府県の畜産担当課（畜産環境対策担当）にお問い合わせいただくのが良いでしょう。

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

廃棄物の投棄禁止

廃棄物をみだりに捨てない（不法投棄しない）。

廃棄物の適正処理・保管

廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者など廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業者へ委託する。他人から産業廃棄物の処分等を受託するなど産業廃棄物処理業の許可が必要な場合や、産業廃棄物処理施設に係る許可を要する場合は、規定に従う。

廃棄物の埋立

廃棄物を処理する場合に、地中にある空間を利用して処分しない。

廃棄物の海洋投棄

やむを得ず廃棄物として海洋投入処分を行わざるを得ない場合は、法律で定められた基準に適合した方法で行う。（関連法令：海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律）

排せつ物の適正使用

排せつ物（ふん尿）は、市街地をなしている区域内では、発酵処理、乾燥又は焼却、化学処理、尿のみ分離、し尿処理施設又は動物ふん尿処理施設における処理、十分な覆土のいずれかの下で使用し、その他の区域では生活環境に被害が生じるおそれのない方法で使用する。

焼却の禁止

農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を除き、野外での焼却をしない。住居が集合している地域では、みだりに燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で大量に焼却しない。

【参考】水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法関係

公共用水域へ排水する施設の届出等

総面積が豚房 50 m²以上、牛房 200 m²以上又は馬房 500 m²以上で、有害物質等を含む汚水を排水する施設（特定施設）は、届出等を行う。

公共用水域への排出水の排出制限

上記の面積に該当する畜舎（水質汚濁防止法上の特定施設）を有する場合（特定事業場）、排出口において排水基準に適合しない排出水を排出しない。

排水基準は、環境省令によって、物質毎に定められている。規制物質は、ヒ素や鉛、硝酸性窒素などの有害物質と、全窒素、全リン、大腸菌等の生活環境項目に分類される。

このうち、生活環境項目については、50m³ / 日以上の場合に排水基準が適用される（生活環境項目については、少量の排水量の場合、排水基準は適用されない。）。

湖沼水質保全特別措置法に基づく規制

湖沼水質保全特別措置法の指定地域内では、豚房 40 m²以上、牛房 160 m²以上又は馬房 400 m²以上に対して、湖沼水質保全特別措置法に基づく構造・使用規制がかかる。

【参考】悪臭防止法関係

悪臭の排出に関する規制

規制地域内における悪臭の排出については、規制基準に適合したものとする。

規制地域は都道府県知事が指定する。

規制には、物質濃度（物質濃度を機械的に測定）による規制と臭気指数（人の臭覚の利用）による規制がある。

物質濃度による規制基準は、アンモニアなど特定悪臭物質毎に定められている。

【(参考) その他の望ましい取組の例】

家畜の飼養・生産活動に伴い使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合、資材の効率的な利用や再利用等により廃棄物の発生量の抑制に努める。

家畜の飼養・生産活動に必要となる資材については、バイオマス由来の生分解性農業用プラスチック等又はこれを利用した製品の利用が可能な場合、これら製品等の利用に努める。

考え方 家畜の飼養・生産に伴い使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合、関係法令に従った適正な処理・処分を行うことが必要ですが、一方で、可能な範囲において廃棄物の発生量自体の減量に努めるということも重要と考えられます。

一般的に、廃棄物を減量するための取組としては、資材の長期使用や再利用に努めること、生分解性資材の利用等が考えられます。

なお、生分解性資材の利用には、追加の経費や回収システムの構築が必要となる場合もありますので、利用に当たっては比較検討を行って、可能な場合に積極的に導入することが望ましいでしょう。

(5) エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

【具体的な取組例】

電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。

- 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。
- 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。
- 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。
- 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。

考え方 ここでエネルギーの節減は、家庭など日常生活における電力消費の節減のことではありません。あくまで、家畜の飼養・生産活動に関わるエネルギー消費についての節減です。

機械等の使用に電力や化石燃料（軽油や重油など）を用いる場合、結果的に、その消費量に応じて温室効果ガスである二酸化炭素が発生することになります。温室効果ガスの増加は、将来の地球環境を大きく悪化させ人類や生物に大きな影響を与える地球温暖化を引き起こすといわれています。このため、家畜の飼養・生産活動に伴って発生する二酸化炭素を不必要に増加させないために、エネルギーの使用に際して、不必要的エネルギー消費（電力や化石燃料の使用）や非効率的なエネルギー消費がないよう、節減を心がけることが重要です。

また、不必要的エネルギー消費や非効率的なエネルギー消費がないように努めることは、地球温暖化対策として貢献するだけでなく、資源の有効活用や生産費の低減にも貢献するといえるでしょう。

【(参考) その他の望ましい取組の例】

施設・機械等の更新時におけるエネルギー効率の良い施設構造、機種の選択に努める。

メタン発酵等による発電などバイオマスエネルギー、その他の新エネルギー（太陽光、地熱、雪氷等）の利用に努める。

考え方 施設や機械等を更新する場合には、エネルギー効率について比較・検討できる場合もあります。このような比較・検討を行った上で、生産性の向上にも貢献するなど可能な場合には、エネルギー効率の良い施設構造や機種を選択することが望ましいと考えられます。

なお、バイオマス、太陽光等の新エネルギーについては、施設設置などのために追加の経費が必要となる場合も多いことから、全体的なコストなどを考慮した上で、可能な場合について積極的に導入することが望ましいと考えられます。

(6) 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

【具体的な取組例】

次の取組のうち一つ以上の実行に努める。

- 都道府県（普及指導センター等）、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。
- 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。

考え方 日常の家畜の飼養・生産活動の中で適切に環境への配慮を行う上で、家畜の飼養・生産活動に関連してどのような環境への影響が起きるおそれがあるのか、環境への影響を少なくするための対処方法にはどのようなものがあるのか、といったことに関する知見や情報の収集に日頃から努めることが、まず第1に重要なことです。

家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識、情報、技術の中に、どのようなものまでが含まれるかについては、一概に特定が難しく、地域条件によっても異なりますので、具体的に明示はされていません。

一般的には、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷により、地表水・地下水・大気（悪臭）に対する影響が懸念される場合が多いと考えられますので、これらに関する情報等が主な対象となる場合が多いといえます。ただし、地域によっては、それ以外にも、希少な野生動物など生物への影響が懸念される場合もあると思われますので、地域の実情に応じて柔軟に考えていただくことが重要と思われます。

本規範にて必ず実行すべきとされているのは、あくまで知見や情報の収集に努めることです。ただし、最終的には、知見や情報の収集にとどまらず、それらの理解に努めたり、習得に努めたりして、実際に環境配慮の取組を行っていただくことが望まれるといえるでしょう。

<参考資料1>

環境と調和のとれた農業生産活動規範について

16 生産第 8377 号

平成 17 年 3 月 31 日

農林水産省生産局長通知

食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本計画」という。）においては、「環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進」するとの考え方の下、「農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、平成 17 年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする（クロス・コンプライアンス）」との方針が定められたところである。

この「規範」について、昨年 10 月から、環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会、食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会において、策定の考え方、環境との調和のための基本的な取組の内容等について有識者からの意見を聴くなどして検討を行ってきたところ、今般、別紙のとおり、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を策定し、その普及・推進を図ることとしたので、御了知ありたい。…（略）…

なお、同規範については、農業者に広く実践を期待するものであるとともに、地域の状況に応じた推進が望ましいことから、都道府県等が主体的、積極的にその活用、普及・推進に当たることが有意義である旨…（略）…十分周知していただくよう申し添える。

（別紙）

1 環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）の策定と普及について

（1）農業環境規範の策定

基本計画の第 3 の 2 の（8）のアに示される規範は、別添 1 の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（以下「農業環境規範」という。）のとおりとする。

（2）農業環境規範に基づく点検の実施

農業環境規範においては、環境との調和のための基本的な取組の実行状況について農業者自らが点検を行うこととしている。当該点検は、以下の方法により行うこととし、点検の結果、実行が十分でない点等が明らかになった場合はその改善に努めることが重要である。

ア 点検は、別記様式又は都道府県等が定めるこれと同等以上の内容を含む様式（以下「点検シート」という。）を用い、点検シートに記載された方法により行う。

イ 作物の生産を行う農業者は農業環境規範のうち「作物の生産」に係る項目、家畜の飼養・生産を行う農業者は「家畜の飼養・生産」に係る項目、両方に該当する農業者はその両方について点検を行う。

ウ 点検シートは求めに応じて提示できるものとして作成し、具体的な取組内容が簡潔に説明

できるよう努める。

(3) 事業等への関連付けを通じた農業環境規範の普及

基本計画を踏まえ、農林水産省が実施する各種の補助金、交付金、資金、制度等（以下「事業等」という。）は、農業環境規範を実践する農業者に対して講じていくことを基本とし、その推進を図ることとする。

農業環境規範は、農業者自らがその生産活動の点検を行うものとしている。事業等への関連付けの具体的方法については、事業等の実施のための要綱、要領等の定めるところにより、

ア 事業等の受益に係る農業者が行う手続を定めるときは、当該農業者が、事業等への参加等の手続を行う際に、(2) の方法により点検を実施した結果を記載し、署名（又は記名押印）を付した点検シートの写しを手続の窓口に提出する

イ 事業等の実施主体が行う手続を定めるときは、当該実施主体が、事業等の受益に係る農業者からアと同様の方法により点検シートの写しの提出を受け、当該農業者が農業環境規範に基づく点検を実施したことを確認する（事業等の実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよい）
ことを求めるものとする。

また、事業等の性格、仕組み等に応じて、農業環境規範の実践の促進を事業等実施上の配慮事項、努力事項として位置付けることについても推奨するものとする。

なお、点検に明らかな不備があると考えられる場合等においては、事業等の実施主体等は、農業者の点検結果に係る事実を確認するなど、農業者における状況の改善が促進されるよう努めることが望ましい。

(4) 地域農業等の状況に応じた農業環境規範の推進

農業環境規範は、我が国農業生産全体の現状を勘案し、様々な農業生産の様態を通じて基本的と考えられる取組をとりまとめたものである。都道府県等が、地域の環境や農業生産の状況を踏まえ、農業環境規範と同等以上のものを策定すること等についても推奨するものとする。

…以下略。

注)本文書中、別添 1 は 4 ページからの規範に同じ。別記様式は 8 ページからの点検シートに同じ。

<参考資料2> 点検シートと取組(例) (作物の生産)

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (作物の生産)

【点検の方法】

毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。

点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、作目ごとに点検する必要はありません。)

点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か印を付します。

該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。

作成した点検シートと、7の項目で保存した記録は、次回の点検まで保存します。

	チェック欄
1 土づくりの励行 1 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。	<input type="checkbox"/>
2 適切で効果的・効率的な施肥 2 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。	<input type="checkbox"/>
3 効果的・効率的で適正な防除 3 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。	<input type="checkbox"/>
4 廃棄物の適正な処理・利用 4 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。	<input type="checkbox"/>
5 エネルギーの節減 5 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	<input type="checkbox"/>
6 新たな知見・情報の収集 6 環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>
7 生産情報の保存 7 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者

印

取組(例)

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

土づくり	たい肥の施用、家畜の飼料や敷料などに利用しない稻わら・麦わらのすき込み、縁肥の栽培などにより土壤に有機物を供給する(原則として1年に1度)。
施肥	都道府県の施肥基準、JAの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行う。 地域向けの施肥量等が示されていない場合は、次の取組のうちいずれか一つを実行する。 他の都道府県が示している基準、各種試験研究成果等を目安とした施肥を行う。 土壤診断の実施とその結果を活用した施肥を行う。 残存肥料成分の流出を防止するためのクリーニングクロップの作付け等を行う。
防除	発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等による病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行う。 次の取組のうち一つ以上を実行する。 発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。 必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。 農薬取締法に基づく農薬の適正な使用、毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の適正な保管、廃棄等を行う。
廃棄物の処理	稻わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く) 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。
エネルギーの節減	電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。
知見・情報の収集	次の取組のうち一つ以上の実行に努める。 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。 作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。
生産情報の保存	生産活動の点検・確認を行うための施肥、防除の実施状況等についての記録帳票(ノート、伝票等を含む)を保存する。

<参考資料3>

食料・農業・農村政策審議会生産分科会
畜産企画部会 委員名簿

(委員: 2名)

生源寺 真一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
増田 淳子 ジャーナリスト

(臨時委員: 17名)

足立 己幸 女子栄養大学教授
石川 郁子 食と生活ジャーナリスト
今克枝 酪農自営業
遠藤 幸男 肉用牛自営業
大野 晃 (社)日本乳業協会副会長
神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
岸 康彦 (財)日本農業研究所研究員
近藤 康子 サントリーお客様コミュニケーション部長
竹林 孝 北海道農政部農政課長
千葉 悅子 福島大学行政社会学部教授
土井 邦雄 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
永野 保任 南九州畜産興業株式会社常務取締役
中村 祐三 全国農業協同組合中央会常務理事
平井 力 全国食肉事業協同組合連合会副会長
矢坂 雅充 東京大学大学院経済学研究科助教授
山口 義弘 北海道農業協同組合中央会副会長
吉田 小夜子 養豚自営業

(専門委員: 8名)

阿部 亮 日本大学生物資源科学部教授
伊藤 研一 (社)日本食肉加工協会理事長
金井 俊男 (財)畜産環境整備機構副理事長
高橋 康博 JA岩手ふるさと畜産部畜産酪農課長
富樫 研治 (独)農業・生物系特定産業技術研究機構
番場 久雄 北海道農業研究センター畜産草地部長
福田 晋 愛知県農業総合試験場畜産研究部長
向井 文雄 九州大学大学院農学研究院助教授
神戸大学農学部応用遺伝学教授

(注: 各委員の順は五十音順。)

(敬称略)

<参考資料4> 畜産に関する主な環境関連法令一覧

項目	内容	根拠
1 義務事項	<p>家畜排せつ物の適正管理</p> <p>一定の飼養頭羽数未満の場合を除き、家畜排せつ物を管理（処理又は保管）するときは、次の管理基準に従う。</p> <p>構造設備に関する基準</p> <p>イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料（不浸透性材料）で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。</p> <p>ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。</p> <p>管理方法に関する基準</p> <p>イ 家畜排せつ物は管理施設において管理する。</p> <p>ロ 管理施設の定期的な点検を行う。</p> <p>ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。</p> <p>ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。</p> <p>ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。</p> <p>飼養頭羽数が、牛10頭未満、豚100頭未満、鶏2000羽未満、馬10頭未満の場合、上記の 及び は適用されない。</p>	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（第3条）及び同法施行規則（第1条）
	<p>公共用水域へ排水する施設の届出等</p> <p>総面積が豚房50m²以上、牛房200m²以上又は馬房500m²以上で、有害物質等を含む汚水を排水する施設（特定施設）は、届出等を行う。</p> <p>湖沼水質保全特別法の指定地域内では、豚房40m²以上、牛房160m²以上又は馬房400m²以上が、同様の規制の対象。</p>	水質汚濁防止法（第5条等）及び同法施行令（第1条、別表第1）、湖沼水質保全特別法（第15条等）
	<p>公共用水域への排出水の排出制限</p> <p>上記の面積に該当する畜舎（水質汚濁防止法上の特定施設）を有する場合（特定事業場）、排出口において排水基準に適合しない排出水を排出しない。</p> <p>排水基準は、物質毎に定められている。</p>	水質汚濁防止法（第3条等）、排水基準を定める省令
	<p>悪臭の排出に関する規制</p> <p>規制地域内における悪臭の排出については、規制基準に適合したものとする。</p>	悪臭防止法（第7条）、同法施行規則
	<p>廃棄物の投棄禁止</p> <p>廃棄物をみだりに捨てない（不法投棄しない）。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条）
	<p>廃棄物の適正処理、保管</p> <p>廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者など廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業者へ委託する。</p> <p>他人から産業廃棄物の処分等を受託するなど産業廃棄物処理業の許可が必要な場合や、産業廃棄物処理施設に係る許可を要する場合は、規定に従う。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第12条、第14条、第15条）
	<p>廃棄物の埋立</p> <p>廃棄物を処理する場合に、地中にある空間を利用して処分しない。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（第6条）
	<p>廃棄物の海洋投棄</p> <p>やむを得ず廃棄物として海洋投入処分を行わざるを得ない場合は、法律で定められた基準に適合した方法で行う。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（第6条）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第10条）
	<p>排せつ物の適正使用</p> <p>排せつ物（ふん尿）は、市街地をなしている区域内では、発酵処理、乾燥又は焼却、化学処理、尿のみ分離、し尿処理施設又は動物ふん尿処理施設における処理、十分な覆土のいずれかの下で使用し、その他の区域では生活環境に被害が生じるおそれのない方法で使用する。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第17条）
	<p>焼却の禁止</p> <p>農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を除き、野外での焼却をしない。</p> <p>住居が集合している地域では、みだりに燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で大量に焼却しない。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16の2条）、悪臭防止法（第15条）
	<p>河川への投棄の禁止</p> <p>河川区域内の土地に、ふん尿を捨てない。</p>	河川法施行規則（第16条の4）
2 努力義務	<p>公害の防止と必要な措置</p> <p>事業活動に伴って生ずる汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止する。</p>	環境基本法（第8条第1項）
	<p>環境への負荷の低減その他環境の保全</p> <p>事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努める。</p>	環境基本法（第8条第4項）